

令和3年3月12日 策定

社会福祉法人 昭和会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 4月 1日～ 令和8年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：育児休業に関する規定内容、労働者の育児休業中における待遇、および育児休業後の労働条件に関する事項について周知する。

<対策>

- 令和3年4月～ 育児休業に関する規定内容・待遇・労働条件について職員への周知を行い、より安心して長期間、育児休業を取りやすくする。

目標2：若年層および学生に対するインターンシップや実習による就業体験機会の提供を行い、年間5人以上の受け入れを目標とする。

<対策>

- 令和3年4月～ 若年層および学生に対するインターンシップや実習による就業体験期間の提供について、福祉に関する専門学校などに周知を行う。